

P R T R 制度に基づく届出のしおり

令和 7 年 4 月
石 川 県

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R 法)が平成 13 年 1 月 6 日から施行され、化学物質の管理手法である P R T R 制度 (Pollutant Release and Transfer Register) が始まりました。

P R T R 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある特定の化学物質について、

- ① 事業者が事業所から環境中への排出量及び廃棄物としての移動や下水道への放出による事業所外への移動量を自ら把握する。
- ② 県を経由して国(事業所管大臣)に届け出る。
- ③ 国及び県が排出量・移動量を集計し、公表する。

仕組みです。この制度に加え、県では、ふるさと石川の環境を守り育てる条例において、事業所毎に取り扱われる化学物質の量も併せて届け出るよう義務づけています。

第 1 P R T R 法とは

1 目 的

有害性のおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量等を把握することにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

2 化学物質

(1) 第一種指定化学物質

人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質(第一種指定化学物質)として 5 1 5 物質が指定されています。

このうち、発がん性のある物質(特定第一種指定化学物質)が 2 3 物質指定されています。

(2) 第二種指定化学物質

第一種指定化学物質ほどではありませんが、環境中に継続して存在する可能性がある物質(第二種指定化学物質)として 1 3 4 物質が指定されています。

3 事業者の責務

指定化学物質等取扱事業者は、(1)、(2)及び(3)に努めなければなりません。

- (1) 第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識する。
- (2) 化学物質管理指針(国が定めるもの。)に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行う。
- (3) その管理の状況に関する国民の理解を深める(リスクコミュニケーション)。

4 排出量等の把握及び届出

第一種指定化学物質等取扱事業者(2 頁参照)は、(1)及び(2)を行う必要があります。

- (1) 事業活動に伴う第一種指定化学物質の種類ごとの排出量及び移動量を把握しなければならない。
- (2) 第一種指定化学物質の種類及び事業所ごとに、毎年度、把握した前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量を、県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

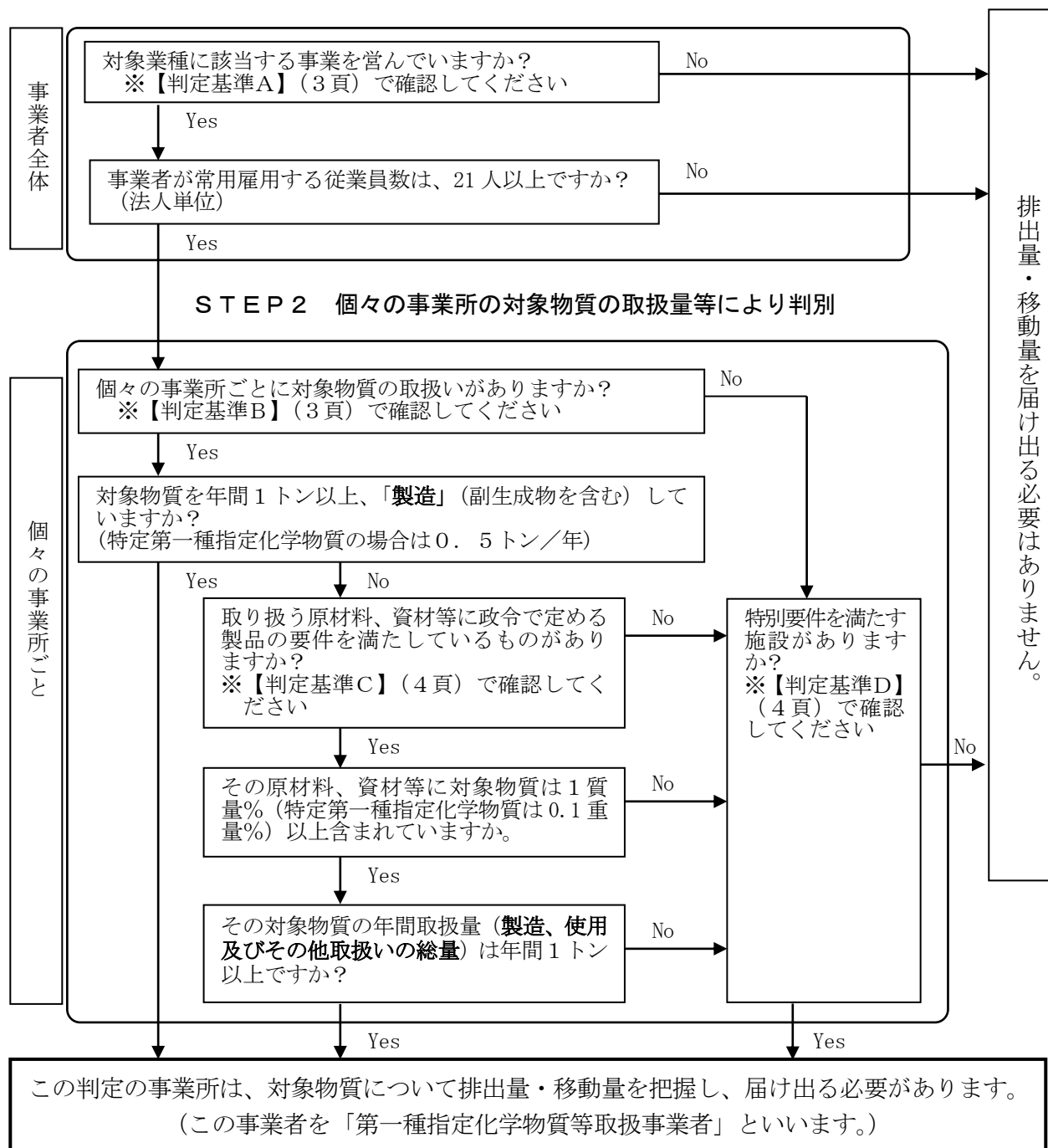
第2 P R T R法に基づく届出

1 届出対象事業者・届出対象物質の判定

P R T R法では、届出対象となる事業所の要件が定められていますので、次の判定フローシートで確認をしてください。

図 判定フローシート

STEP 1 事業者の業種、常時使用する従業員の数による判別



【判定基準A】 事業者の対象業種が、以下の24業種に該当すること。（これらの一つでも該当する事業を営んでいる場合は対象業種の要件を満たしますので注意してください。）

1 金属鉱業	9 倉庫業（注1）	17 機械修理業
2 原油及び天然ガス鉱業	10 石油卸売業	18 商品検査業
3 製造業	11 鉄スクラップ卸売業（注2）	19 計量証明業（注4）
4 電気業	12 自動車卸売業（注3）	20 一般廃棄物処理業（注5）
5 ガス業	13 燃料小売業	21 産業廃棄物処分業（注6）
6 熱供給業	14 洗濯業	22 医療業
7 下水道業	15 写真業	23 高等教育機関（注7）
8 鉄道業	16 自動車整備業	24 自然科学研究所

（注1）農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。

（注2）自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。

（注3）自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。

（注4）一般計量証明業を除く。

（注5）ごみ処分業に限る。

（注6）特別管理産業廃棄物処分業を含む。

（注7）附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。

【判定基準B】 対象となる化学物質

対象となる化学物質は、515物質です。詳細については、下記ホームページをご確認ください。

・経済産業省

(https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

・環境省

(<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>)

・独立行政法人 製品評価技術基盤機構

(<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html>)

【法改正等のお知らせ】

令和3年10月20日の政令改正により対象となる化学物質の追加、削除等がありました。

第一種指定化学物質 : 462物質 ⇒ 515物質

特定第一種指定化学物質 : 15物質 ⇒ 23物質

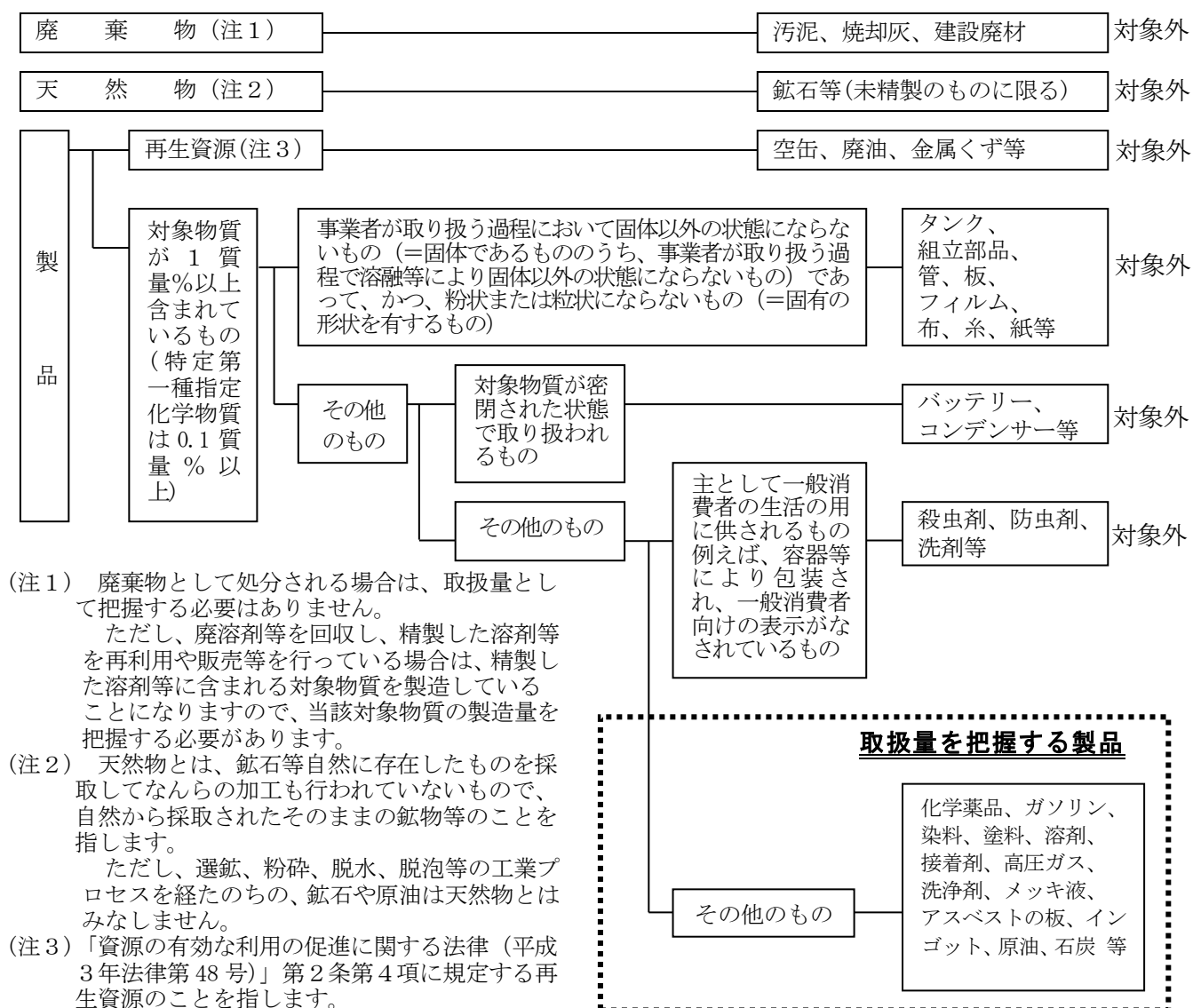
第二種指定化学物質 : 100物質 ⇒ 134物質

この見直しについては、令和5年4月以降の排出量・移動量の把握から適用され、令和6年4月以降の届出から適用になっています。

また、指定化学物質の政令番号の変更による事業者の負担を軽減するため、現行指定化学物質及び新規指定化学物質に、政令番号とは異なる管理番号が付与されています。令和6年度の届出から、現在の政令番号に代わって管理番号を使用していただく予定です。

詳しくは、経済産業省、環境省、（独）製品評価技術基盤機構のホームページ等で、変更内容をご確認ください。

【判定基準C】 使用する原材料、資材等の形状と対象物質



【判定基準D】 特別要件施設

次の表の特別要件に該当する施設を有する事業所がある場合は、届出対象事業者となります。

特別要件に該当する施設は、「鉱山保安法」、「下水道法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、当該施設からのばい煙、放流水等を測定することが義務づけられており、化学物質等の排出量が把握できることから、届出対象事業者となります。

① 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営む事業者にあつては、鉱山保安法第8条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設
② 下水道業を営む事業者にあつては、下水道終末処理施設
③ ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営む事業者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
④ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設

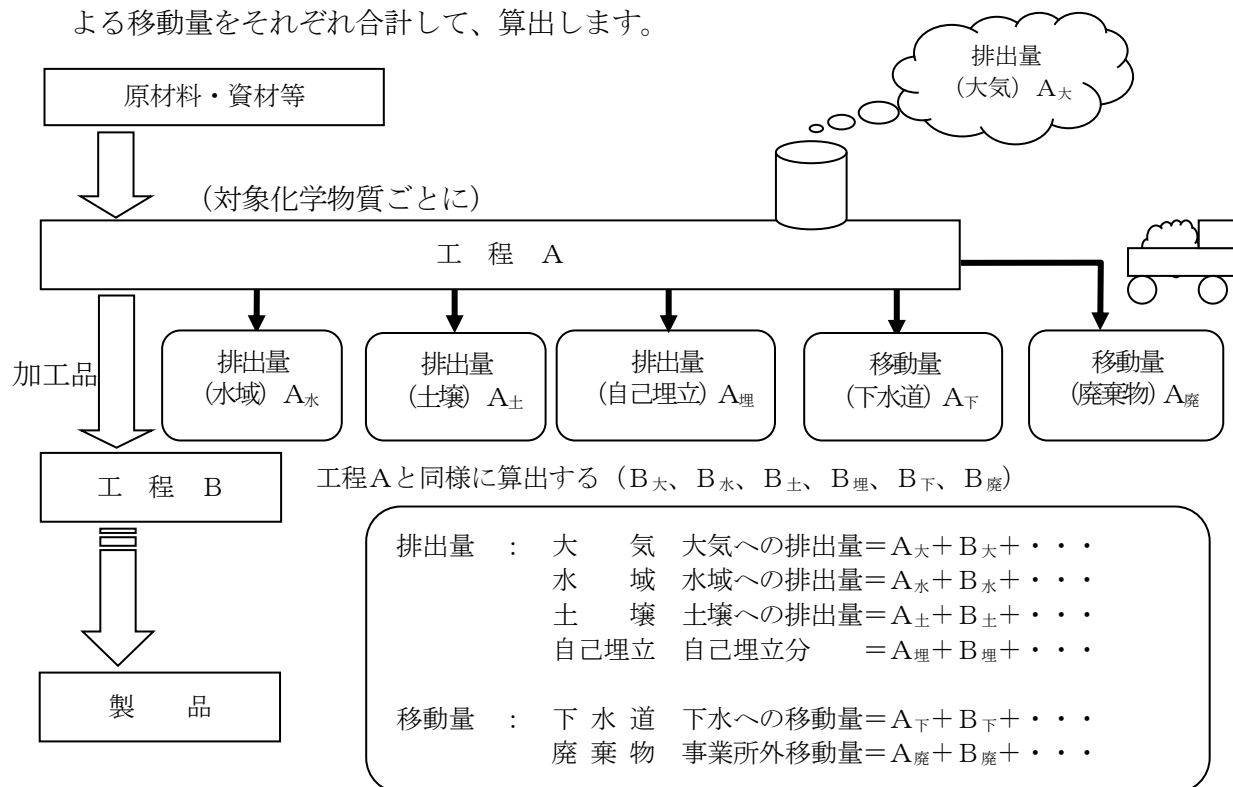
なお、特別要件施設については、施設の種類ごとに届出対象物質が定められています。P R T R排出量等算出マニュアル第5.0版第Ⅱ部 解説編(令和5年3月経済産業省・環境省)を参照してください。

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/calc.html>

2 排出量・移動量の算出

(1) 基本的な考え方

①対象化学物質ごとに、②工程ごとに、大気・水域・土壌・自己埋立への排出量、下水道・廃棄物による移動量をそれぞれ合計して、算出します。



(2) 算出方法

以下の①～④のいずれかの方法を用い算出します。

なお、関係業界団体が当該業種を対象とした排出量等算出マニュアルを作成している場合がありますので、各業界団体にお問い合わせください。

- ① 物質収支による方法 : 単位工程における原料・製品及び他の排出ポイントに含まれる指定化学物質の差によって排出量・移動量を求める方法。
- ② 実測による方法 : 単位工程における排出量とその排出物に含まれる指定化学物質の濃度によって排出量・移動量を求める方法
- ③ 排出係数による方法 : 取扱量と排出量の相関係数である排出係数を利用して、指定化学物質の取扱量から排出量・移動量を求める方法
- ④ 物性値を用いた計算による方法 : 単位工程における指定化学物質の物性値(飽和蒸気圧、溶解度等)をもとに排出量・移動量を求める方法

3 届出について

(1) 届出書様式

届出書様式については、国、県等のホームページに掲載されています。(ホームページにはP R T R等に関する各種案内や届出書作成専用ソフトなども掲載されていますのでご覧ください。)

- ・経済産業省 (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)
- ・環境省 (<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>)
- ・(独)製品評価技術基盤機構 (<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html>)
- ・石川県 (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/shidou/prtr-hp/prtr6.html>)
- ・PRTR 届出作成支援システム (https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html)

(2) 届出方法

区 分	届 出 の 方 法
① 電子による届出	インターネットによりオンラインで届出を行うことができます。 オンライン届出を行うためには、はじめに、「電子情報処理組織使用届出書」(石川県環境政策課HPより入手可能)に必要な事項を記入し、切手を貼った返信用封筒を添えて、県環境政策課環境管理グループに提出してください。 県の方で手続きを行い、県からユーザーID、パスワードを通知します。 なお、具体的な入力方法については、(独)製品評価技術基盤機構が申請されたアドレスへの電子メールによりお知らせしますので、県からのユーザーID等を用いて、ホームページに入り、入力し、届け出てください。
② 書面による届出	作成した届出書を「石川県庁(環境政策課環境管理グループ)」又は最寄りの「保健福祉センター生活環境課」まで提出してください。(郵送可能です。)
③ 磁気ディスク(フロッピーディスク等)による届出	届出用のファイルは、国等のホームページで掲載されている「PRTR届出作成支援システム」で作成してください。(その他の方法で作成したファイルでは、届出することはできません。) 作成したファイルを保存した磁気ディスクと磁気ディスク提出票を「石川県庁(環境政策課環境管理グループ)」か、最寄りの「保健福祉センター生活環境課」まで提出してください。(郵送可能です。)

(3) 届出期間

前年度の排出量及び移動量を、4月1日～6月30日の間に届け出てください。

(4) 届出内容の変更、取下げに係る対応(届出後に、誤り等を発見した場合)

届出を行った後、記入内容に誤り等があった場合は、「変更届出」を提出してください。また、届出を行った後、届出の必要がなかったことが判明した場合は、「取下げ願い」を提出してください。

なお、「変更届出」、「取下げ願い」は、届出を行った方法(①電子、②書面、③磁気ディスクのいずれか)と同様の方法により行ってください。

- ・変更届の様式

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/shidou/prtr-hp/prtr6.html>

- ・取下げ願いの様式

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/torisagenegai.html>

【参 考】P R T R届出の公共用水域（河川、湖沼、海域等）の名称について
届出書、別紙中「排出先の河川、湖沼、海域等の名称」については、以下を参考に記入してください。

河 川	主 な 支 流	河 川	主 な 支 流
大聖寺川	旧川	御祓川	
新堀川	動橋川、八日市川、市ノ瀬用水	大谷川	
梯 川	郷谷川、光谷川、前川、日用川、古川	神戸川	
手取川	大日川、尾添川、熊田川、西川、安産川	赤浦川	赤浦潟
倉部川		二宮川	
		熊木川	
		富来川	
犀 川	辰巳用水、鞍月用水、大野庄用水、木曳川、大徳川、弓取川、伏見川、高橋川、木呂川、十人川、安原川、福増川、要川、新大徳川	酒見川	
		八ヶ川	
		河原田川	鳳至川
		町野川	
大野川	浅野川、大宮川、血の川、柳橋川、柳瀬川、八田川、二日市川、河原市用水、森下川、金腐川、津幡川、能瀬川、宇ノ気川、大谷川	小又川	
		山王川	
		山田川	
		梶 川	
大海川		若山川	
羽咋川	呂知潟、長曽川、子浦川	松波川	
米町川	於古川	鶴飼川	

(注) 表中に該当する河川名がない場合は、排出している河川が最初に流入する表中の河川名・支川名、あるいは下記の湖沼または海域の名称を記入してください。

- ・湖 沼：北潟湖、柴山潟、木場潟、河北潟
- ・海 域：加賀沿岸海域、金沢沿岸海域、金沢港、河北沿岸海域、七尾湾、能登半島沿岸海域

【参 考】P R T R届出の下水道終末処理施設の名称について
届出書、別紙中「下水道終末処理施設の名称」については、以下を参考に記入してください。

市町	下水道終末処理施設の名称	市町	下水道終末処理施設の名称
金沢市	西部水質管理センター(金沢市)、城北水質管理センター、臨海水質管理センター、湯涌水質管理ステーション、犀川左岸浄化センター	かほく市	かほく市北部浄化センター、かほく市南部浄化センター
七尾市	西部水質管理センター(七尾市)、中央水質管理センター、田鶴浜浄化センター、能登島中部処理場、中島浄化センター、長浦処理場	能美市	東部浄化センター、翠ヶ丘浄化センター
小松市	中央浄化センター、翠ヶ丘浄化センター	野々市市	犀川左岸浄化センター
輪島市	輪島市浄化センター、門前水質管理センター、剣地浄化センター	津幡町	津幡町浄化センター
珠洲市	珠洲市浄化センター、宝立浄化センター	内灘町	内灘町浄化センター
加賀市	加賀市浄化センター、大聖寺川浄化センター	志賀町	中央水処理センター、富来浄化センター、西海浄化センター、福浦浄化センター
羽咋市	羽咋浄化センター、酒井浄化センター	宝達志水町	今浜浄化センター、北川尻浄化センター、志雄浄化センター、樋川浄化センター
白山市	犀川左岸浄化センター、翠ヶ丘浄化センター、千代野処理場、松任中央浄化センター、南部浄化センター、西南部浄化センター、鶴来浄化センター、直海谷終末処理場、吉原終末処理場、鳥越中部終末処理場、吉野谷中部終末処理場、吉野終末処理場、一里野終末処理場、白峰処理センター	中能登町	鹿島中部クリーンセンター、鹿西中部浄化センター、鳥屋南部浄化センター、鳥屋北部浄化センター、鹿島東部クリーンセンター
		穴水町	穴水浄化センター
		能登町	小木浄化センター、恋路浄化センター、能都町水質浄化センター、松波浄化センター

第3 ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づく届出

1 指定化学物質等に関する情報の収集及び提供

県は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づき、指定化学物質等（PRTR法施行令に挙げられている化学物質等のことです）の情報を収集し、県民及び事業者に対し、それらの情報を提供しよう努めています。

2 事業者による指定化学物質等の適正な管理

事業者は、指定化学物質等の適正な管理に努めることに加え、漏洩等の事故が起こった際には、直ちに応急措置を行うとともに、速やかに事故等の状況及び講じた措置の概要を県に対し届け出なければなりません。

◎ 工場又は事業場においては、有害化学物質※の大規模拡散や流出などの起きてはならない最悪の事態に備え、日頃から、適正管理や漏えい等に対する応急措置を講ずる体制を構築しておいて下さい。[石川県強靱化計画（推進方針）R3.3]

※有害化学物質：PRTR法届出対象物質など、環境関連法令において、事故時における応急措置や通報・届出が義務化されているもの。

3 指定化学物質等の取扱量等の報告

PRTR法に基づく届出を行う事業者は、指定化学物質等の年間取扱量を事業所ごとに県に報告しなければなりません。

(1) 報告が必要な事業者

「第2 1 届出対象事業者・届出対象物質の判定」（2頁）の判定により、PRTR法に基づく届出が必要となった事業者が対象となります。ただし、取扱量等（製造量及び使用量）が把握できない事業者（「特別要件施設（4頁）」のみの事業者）については、報告の必要はありません。

(2) 報告様式

石川県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/shidou/prtr-hp/prtr6.html>

(3) 報告の方法

前年度の取扱量等を、4月1日～6月30日の間に報告してください。作成した報告書は、石川県庁（環境政策課環境管理グループ）又は、最寄りの保健福祉センター生活環境課まで提出してください。

・石川県電子申請システムからも提出できます。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure-alias/ishikawa-prtr>

届 出 窓 口	届出の対象エリア	郵便番号	住 所	電 話
石川県生活環境部環境政策課 環境管理グループ	金沢市	920-8580	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1463
南加賀保健福祉センター 生活環境課	小松市、加賀市、 能美市、川北町	923-8648	小松市園町ヌ48番地	0761-22-0795
石川中央保健福祉センター 生活環境課	かほく市、白山市、 野々市市、津幡町、 内灘町	924-0864	白山市馬場2丁目7番地	076-275-2642
能登中部保健福祉センター 生活環境課	七尾市、羽咋市、 志賀町、宝達志水 町、中能登町	926-0021	七尾市本府中町ソ27番9号	0767-53-6893
能登北部保健福祉センター 生活環境課	輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町	928-0079	輪島市鳳至町畠田102番4	0768-22-2028

このしおりに関する問い合わせ先

石川県生活環境部環境政策課
環境管理グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1463（直通） FAX 076-225-1466

E-mail: e170100@pref.ishikawa.lg.jp

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/shidou/prtr-hp/prtrhome.html>)

